



介護保険保険料・後期高齢者医療保険料に係る賦課誤りについて

介護保険及び後期高齢者医療保険について、一部の被保険者の方々に対して保険料を誤って算定・賦課していたことが判明しました。

概 要

この度、令和8年6月10日付で送付いたしました「令和8年度介護保険料決定通知書」「後期高齢者医療保険料決定通知書」について、一部の方の保険料算定に誤りがあったことが判明いたしました。該当の皆様には、多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、本件の概要についてお知らせいたします。

・算定誤りの内容

保険料の算定に必要な住民税情報の一部が反映されておらず、正しく保険料が算定されない誤りがありました。

・原因

- ① 介護保険・後期高齢者医療保険のシステムに住民税情報を連携する際に不具合が生じたことが原因で一部の方の保険料が過少に算定されました。
- ② 令和8年度所得額判定処理において、一部の方が本来の非課税扱いとならず、みなし課税（特別減免）として判定された結果、介護保険料が過大に算定されました。

・対応状況

該当の方については本来の保険料に修正後、お詫び文を同封のうえ自宅訪問や郵送をさせていただきます。（※尚、後期高齢者医療保険料につきましては、すでに対応させていただいております。）

・対象保険料

令和8年度介護保険料・令和8年度後期高齢者医療保険料

・対象者数及び金額

【介護保険】減額更正となる方：43名 1,128,900円 増額更正となる方：17名 998,000円
【後期高齢】減額更正となる方：4名 144,600円 増額更正となる方：6名 705,000円

・対象の皆さまへの影響

特別徴収（年金からの天引き徴収）から普通徴収（納付書での納付）に変更となります。

・再発防止策

今後、システムの委託事業者との連携を強化し、データを作成するプログラム及び結果について確認確認体制の構築を徹底することで、再発防止に努めて参ります。